

第4期 第5回 横浜市税制調査会

平成30年7月4日(水)

午後5時から午後6時30分まで

市庁舎 2階応接室

<p>税 制 課 長</p>	<p>それでは、定刻より少し前ではございますが、ただ今より、第4期第5回横浜市税制調査会を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、早速、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告をさせていただきます。委員2名がご欠席となっておりますが、その他の先生5名の方にご出席いただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告させていただきます。続きまして、会議の公開につきましては、前回と同様でございますけど、座長が今回の議論につきましても非公開と決定させていただいておりますので、非公開とさせていただきます。それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては座長のほうにお願いしたいと思います。座長よろしくお願いたします。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい。それでは、本日も夕刻の開催時間になってしまいまして大変申し訳ございません。伏してお詫びを申し上げます。いよいよ、報告書に向けてとりまとめ最終段階に入つつありますので、是非本日も忌憚のないご意見をいただければと思います。本日の議題は、皆様のお手元に資料が1、2とございます。本日この資料、特に資料1で前回までに、みどり税を充てるもの、充てないもの、これの区別、それぞれの事業予定額、それこそ一般財源も含めて、すべてオープンに出していただいております。これをまず確認をした上で、前回までに次の5か年でやることの中身について、おおよその理解をしているところですので、本日は、この表の確認をした上で、具体的な税率をどうするのかという話を、本日いたしたいと思います。まずは、この資料の1について、環境創造局からご説明をお願いします。</p>
<p>みどり政策調整 担 当 課 長</p>	<p>それでは、お手元の資料1をご覧ください。前回の第4回税制調査会で配付をいたしました、原案の各取組を示した資料に、今座長からありましたように、事業費を追記したものになってございます。表の見方ですけれども、表のA列が事業名から、D列の5か年目標までは、これからの緑の取組の原案の内容になっております。E列の現行計画との比較は、原案での取組が、現行のみどりアップ計画と比較して、継続する取組なのか、新規であるのか、また、内容を一部変更して継続する取組であるかの3つの分類を示しております。その隣、F列は現行計画のみどり税という欄で、そちらは原案での取組に対応した現行計画の取組が、みどり税の充当事業かどうかということを示しております。その隣、G列は取組の種別ということで、原案での取組が、税の用途について税制調査会にてご議論いただきました、①樹林地・農地の確実な担保、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参加の促進につながる事業のいずれに該当するのかを分類して示しております。また、①から④の用途に該当しない取組、いわゆるみどり税の充当を見込まない事業につきましては⑤として示しております。なお、現行から継続している取組については、基本的には取組の種別も現行と同じ種別にしております。ここより右側のH列からK列までの灰色で塗った4列が、5か年事業費とその財源内訳として、一般財源の超過分、一般財源の既存分、国費・市債の額を示しております。一般財源の超過分としている列が、いわゆるみどり税の充当の相当額になるかと考えております。この財源内訳は、今後の本市の財政状況ですとか現行計画の実績などを踏まえて算</p>

出をしております。全体で27の取組がございますが、基本的には現行計画を継承し、事業費も概ね同程度となっておりますので、主な取組ですとか現行の計画から変更のあった取組についてご説明をいたします。なお、取組の内容につきましては、前回までにご確認いただいておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。また、これからの緑の取組に、森林環境譲与税は充てるべきではない、とご議論いただいておりますので、それを踏まえまして、事業費一覧には譲与税は充当していません。

それでは、資料の内容についてご説明します。取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む、の事業①の緑地保全制度による指定の拡大・市による買取りですが、5か年事業費は、右の灰色のほうにお願いいたしまして、326億8200万円、そのうち超過分が40億8400万円、既存分が28億5300万円、国費・市債は257億4500万円になります。次に下の真ん中ぐらいですが、事業②良好な森の育成の（1）森の多様な機能に着目した森づくりの推進ですが、右にお願いいたしまして、5か年事業費は30億7600万円、そのうち超過分が23億1300万円、既存分は7億6300万円となっております。（2）のそのすぐ下ですが、指定した樹林地における維持管理の支援では、右にお願いいたしまして、5か年事業費は5億3000万円で、全額が超過分ということになります。

裏面の2ページの表の右下をご覧ください。右下に取組の柱1の合計が記載しております。こちらの5か年事業費が、367億4700万円、そのうちの超過分については71億8100万円、既存分が38億2100万円、国費・市債は257億4500万円になります。そのすぐ下に現行計画の5か年事業費が記載しておりますが、366億3900万円となっております、全体ではほぼ同程度の水準となっております。

続いて3ページをご覧ください。取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくるです。そのうちの事業①の良好な農景観の保全の（1）水田の保全とありますが、こちらは、右にお願いいたしまして、5か年事業費が4億9000万円で、そのうち水田保全の奨励金の交付として超過分が1億9000万円、二段に分かれておりますが、下の水源・水路の確保は既存分として3億円となっております。

1枚おめくりいただきまして4ページの右下をご覧ください。こちらは取組の柱2の合計をお示ししておりますが、5か年事業費が40億6700万円、そのうち超過分が12億8300万円、既存分は12億3600万円、国費・市債は15億4800万円になります。現行計画の5か年事業費は、その下にあります39億8500万円でありますので、こちらも全体で同程度の数字となっております。

5ページをご覧ください。取組の柱3 市民が実感できる緑や花をつくるです。事業①まちなかでの緑の創出・育成の（2）街路樹による良好な景観の創出・育成ですけれども、右にお願いいたしまして5か年事業費は29億1000万円で、全額が超過分になります。なお、空き枡の植栽という、真ん中のところになります。前回の税制調査会でいただいたご意見を踏まえ、並木の再生とあわせて街路樹による良好な景観をつくるものである、ということで、G欄の取組の種別ですけれども、⑤の非充当から③の維持管理の充実によるみどりの質の向上に変更し、超過分ということでさせていただきます。

資料をおめくりいただきまして、6ページをご覧ください。事業②市民や企業と連携した緑のまちづくりの（2）地域に根差した緑や花の楽しみづくりは、これからの緑の取組で新規に取り組むものになっておりまして、5か年事業費は、右を見ていただきまして2億900万円で、全額が既存分ということになります。なお、この右側に備考欄で示しておりますように、ガーデンシティ事業として平成30年度に一般会計で実施をしているものでございます。前回の税制調査会において、ガーデンシティ事業の趣旨を考えるとみどり税充当事業としてもいいのではというご意見もいただいておりますけれども、すでに一般会

	<p>計で実施している事業を移行するものであるということで、変更せずにこちらは非充当ということにさせていただいております。少し下の④の緑や花による魅力・賑わいの創出・育成では、5か年事業費は、右にいただきまして27億1200万円で、超過分が11億1900万円、既存分が4億1500万円になります。なお、ガーデンシティ事業からの移行分であるのが、その下にあります11億7800万円になりますが、こちらについては既存分ということになります。こちらについても、先ほどご説明した事業②と同様に、変更せずに非充当にさせていただいております。取組の柱3の合計、すぐその下の欄ですけれども、5か年事業費が93億2000万円、そのうち超過分は51億2800万円、既存分が29億2100万円、国費・市債は12億7200万円になります。現行の5か年事業費は、その下77億8400万円になりますので、約15億円の増となっておりますけれども、これは主にガーデンシティ事業を一般会計から約14億円移行したということが主な原因になります。最後に、その下、効果的な広報の展開ですが、5か年事業費につきましては灰色の部分、8000万円になりまして、全額が既存分になります。これは、現行の5か年事業費につきましても8000万円ですので、同じ額ということになります。以上の全27の取組の事業費を合計しますと、右下の表の合計欄にありますように、502億1400万円、そのうち超過分が135億9200万円、既存分が80億5700万円、国費・市債は285億6500万円になります。</p> <p>続きまして、A4、1枚の資料2をご覧ください。</p> <p>資料2ですけれども、こちらは上段、上の表は(1)ということで、今ご説明しました原案の事業費と超過分の金額の、柱ごとの比率をお示ししています。下段につきましては、現行計画の計画策定時の比率をお示ししています。これからの緑の取組は、現行計画の基本的な枠組みや主な取組を継承して検討を進めてきておりますので、柱ごとの比率も概ね同程度となっていることがご覧いただけるかと思っております。以上で説明を終わります。</p>
座長	<p>はい、ありがとうございます。中身については、今までもお出しをいただいていたのですが、今回、事業費を細かく入れていただきました。これによって最終的な確認をしたいと思っております。前回、明言をしていただいたように、方針には大きな変更はない、ということになっております。柱の間の比重についても大きな変更はなしということです。それぞれ何かご質問、ご意見ございましたら、どこでも何なりとお願いします。当然、税ありきではありませんので、この目的があるので税金が必要だという議論になりますので、大事な部分になりますので、慎重にご検討いただければと思います。</p> <p>つまらない質問ですがよろしいですか。表記ですが、一般財源の超過分と既存分という書き方ですが、ここの部分、我々からすると横浜みどり税って書いていただいたほうが分かりやすいのですが、それは可能ですか。</p>
政策調整部長	<p>最終的にみどり税という名前がこの計画上出てくるのは、市会にかけて、最終的な議決をいただいた段階で、みどり税という形になると認識してございますので、当局から積極的にそこにみどり税というのはなかなか入れづらい、というのが現状の状況でございます。</p>
座長	<p>そうであるならば、報告書の文中で書くかですね。ちょっとこれ、パッと見ると分かりづらいです。</p>
座長	<p>一般財源で超過分、特に既存分っていうのがよく分かりません。</p>
税制課 企画係長	<p>ここには、過去の経緯がございまして、最初に導入したときに、そこまでやっていた事業は既存分。</p>
座長	<p>分かります。それは、たしか我々も言いました。</p>
税制課 企画係長	<p>そこから超えた部分を超過分といって、そこにみどり税を入れたっていうのが最初の経緯でございました。ここの表記が既存分となっているというのは、過去からの経緯になり</p>

		ます。だからその既存分というのが、今となってみると何の既存分だったのかっていうのが非常に分かりづらくはなっています。
座	長	これがよく分からないです、ここはね。どうしましょうか。
委	員	これ報告書に添付するのですか。
税 制 課 企 画 係 長		これは載ります。載せます。
委	員	言葉遣いも一緒。
税 制 課 企 画 係 長		そうですね。今お話ございましたように、基本的にはまだみどり税ではなくて、超過している分について、それをみどり税で賄うとこうだよ、というような答申になりますので、この時点でみどり税ですというのは、ちょっとまだ答申では書けなと思っています。
委	員	それなら、本文の中で足らない分はみどり税ですって書けばいいのではないのでしょうか。それだけではないでしょうか。
座	長	注釈を付けておくしかないですね。ただ、Fの欄は現行計画みどり税と書いてあります。
みどり政策調整 担 当 課 長		現行計画では、みどり税です。
委	員	でも、座長、特会の記載にはみどり税が入っています。みどり税という形式になっています。でも、それはさっき説明された、みどり税が出来上がったから書けるという話です。
座	長	だからこの表をいじれないとすれば、報告書で、我々税制調査会の文章として、ここで言っているのはこういうことです、という注釈つけます。これだけだと、さすがに何かよく分からない。 はい。ありがとうございます。 いかがでしょうか、それ以外の部分。
委	員	イメージとして確認なのですが、例えば1ページの施策2「良好な森を育成する」というところなのですが、前回も私が発言したと思いますが、森とか樹林地というときの横浜市での使い方は、北山杉を育てようと言っているわけではないわけですね。商業的に成り立つような森林を育成するのではなくて、悪く言えば雑木林。あるいは多少売れそうな木があってもそれを業にするような人たちが、業が成り立つために間伐をやってあげます、というわけではないとする。そういうことですね。
みどりアップ 推 進 部 長		森林という言葉遣いはしていませんが、樹林地と森というのはあまり厳密に使い分けているというよりも、一般的に保全対象を樹林地という言い方はございますけども、森というのは少し口語的に森を守る、森に親しむですとかそういった場合で使い分けしているというのが現状です。
委	員	報告書の方のイメージで考えていまして、想像していて、これも前回申し上げたと思うのですが、時間的に考えると、今度の税制改正大綱までにはみどり税の報告書は出るわけです。だから、今ごちゃごちゃなっている状態は逆に言うと文章にはなっていないので、リファアーしなくていいわけです。だから、私は前回の税制調査会で、29年11月の検討会の報告書のきれいな説明で、今の国で考えているやつを整理した方がいいのではないかと、その方がうちは違うといいやすい。そうすると、今年の秋ぐらいで文章が出来上がると考えると、国の方で考えている森林環境税は、検討会的な説明です。でも、今動いていることはリファアーしない。それと、みどりの方は、最初作ったときからのものあるいは議会上程したときの説明を引っ張ってあげればいい。それで、違うと説明します。しかし、そこで問題なのは、この例えば施策の2になります。そこに森が出てきますけど、それはどっ

		ちの森の話ですか、となります。その時に国の言っているのは営林とか、あるいは林業対策、かなり大規模な山林の、しかも経済的に成り立つようなものを想定している。検討会のやつは入り口からそんな感じですよ。
政策調整部長		森林法に基づき神奈川県が策定する神奈川県森林整備計画に基づいて、横浜市も横浜市森林整備計画を作っています。その中で、横浜市にある森林は、健康・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を持つものとし、その森に対してこういう管理をしていくという計画を作っています。この計画の中で林業が無いということを謳っており、そういった位置づけは計画上も明確です。
みどり政策調整担当課長		実態としても、森林法で林業をやる場合は同意が必要ですので、客観的にみても実態はありません。
委員		そうです。
座長		そこも含めて、きちんと報告書で書こうと思います。 前回いらっしゃらなかった委員も居ますので、国税との関係についての整理を改めて説明しますと、国税とみどり税はそもそも目的が違うものであり、まったく無関係であることをハッキリさせようという方向になりました。
委員		その先の議論として、森林環境税の検討会の説明はとても筋が通っているけれども、現実にはそうではなく、関連事業にはみ出している用途があります。それが、施策2の②③あたりとバッティングするのではないのかと思います。すると、国の森林環境税の用途のうち、検討会の筋が通った用途に加えて、政治的に追加された関連事業の部分についても、横浜市にお金が来てしまいます。それを、森林環境税とみどり税が全く関係ないとは言いつつ、営林は無いので使い道はない一方で、間伐や維持管理など国の用途と同一の事業を行っているときに、結果として制度が動き始めたときに事実上重なってしまう部分が出てくると思います。そこをどうするかです。検討会レベルの森林環境税とみどり税は趣旨が違うというのは書けると思うのですが、現実に運用されたときに、その関連事業の部分とみどり税の用途が重なってきて、そこをどうするのかという話になると思います。
座長		では、先にその部分を検討しましょう。
委員		重なっているのであるから、その部分は森林環境税でやるべきという話が出てくる。
座長		お手元に配付している報告書の構成案をご覧ください。今回は、この骨子の中身についてご確認いただき、その後、2週間後の調査会で文章についてご確認いただきます。今回は、第1章・第2章が超過課税を継続するかしらないかを検討する内容になります。第1章は、継続する前提となるこれまでの取組が正しかったかどうか、みどり税を導入したときの目標が適正であったかどうかを検討します。ここでは、我々が検討したとおり、設定した目標に向かって進んでいるが、やり残したことはまだあることを明らかにします。第2章では、第3期横浜みどり税という書き方をしていますが、これから5年間、横浜みどり税が必要なのかどうかということです。ここは、超過課税を行う根拠であり、今回でいえば継続の根拠になります。この点について、本税制調査会に詳細な事業費を見せて頂いているところですが、先ほど申し上げた通り、おおよそ変更なしということになります。前回と前々回で議論になりましたが、この前提として、導入当初と環境が変わっているのではないのかということも、ここに書きます。つまり、開発圧力という表現を使い、その開発圧力についても10年前の導入当時と状況の変化はあるものの、未だに横浜で緑を守ること或いは開発に対して緑を保全することの必要性はありますという内容です。その中で、第2節のところは我々の本題になってきますが、「(1) 課税の根拠」は第1節で検討しますが、課税手法、つまり市民税均等割の超過課税を採用するという事は、「(2) 課税手法」で書くこととなります。「(3) 課税の期間」については、引き続き時限的に5年間と

	<p>いうことを書きます。「(4) 使途」については第1節で代用しますので、特に書くわけはありませんが、第2章の第1節で言っているみどりアップ計画に使います、ということになります。「(5) 税率」は後ほど説明します。続いて「(7) 市民参画」です。順番を(7)ではなくもう少し上にしますが、当税制調査会の委員もご参加いただいている市民会議について、超過課税を均等割で行う場合にはこういうものを作るべきであるということで、これも継続する内容にしたいと思います。今、話題になっているのが、第3章です。これ以前の章でも、当税制調査会の委員が疑問に思われている点について、言葉では出てきますが、本格的に書くのは第3章にしたいと思います。第2章を書くときにも、時々、国税との関連で使途についての疑問が生じるかもしれませんが、後の第3章できっちり書くようにみどり税と国税は明確に別という書き方をし、第3章まで引っぱりまします。第1節は概要ですので省略しますが、第2節については以前私がお話をしたものに沿っていきます。一言でいうと、国税なのに応益を根拠としていることはあり得ないということと、課税の根拠がないのに均等割をやるということは、国税の場合では単純な人頭税に過ぎないもので、極めて不公平であることを書きます。そこでもう一つ書くのは、今、ご指摘を頂いたように、だらだらと拡大された使途についてです。これは、都市に配分したということと抱き合わせになりますが、使途が幅広くなりすぎてしまって、何にでも使える税になってしまっていて、どこが森林で、どこが環境なのか分からないということを書きます。これを批判した上で、第3節のタイトルにも「無関係」と出していますが、中身からすると、創設の目的、言い換えるならば課税の根拠がみどり税と森林環境税では明確に違うもので、特に今ご指摘を頂いたような、整備の行き届かない民有林、すなわち、本来市場化すべき民有林で林業を行うべきなのに、林業が行えなくなって、整備が進んでいない民有林があること、これが森林環境税を作る目的なので、みどり税を行っている横浜市とは全く無関係なことであって、横浜市には市場化すべき森はないということをはっきりさせます。先ほどの林業もここで書くということです。この辺りについては、環境創造局からの資料に基づいて書きます。第3節では、みどり税と国税では全く無関係といった上で、次に使途についてです。これについては、前回、あくまでも墮落した拡大した使途には充てないということで、1,700ある市町村のなかでも、国税・森林環境税の創設目的に最もかなった使途にしか充てないことにします。それが木材利用なのですが、あくまでも本来の目的である、整備が行き届かない森林・民有林の市場化の役に立つような木材利用の促進であるということです。墮落した使い方はしないと宣言とした上で、国税の森林環境税はろくでもない税だけれども出来てしまったことには仕方がないこと、創設した目的は悪いものではないのでその本来の目的に沿った使い道に充てる、という内容で締めくくりたいと思っています。これが今考えている報告書の並びです。</p> <p>この方向性でまとまりましたので、改めてご意見を頂ければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>充当事業で、国税の森林環境税の創設目的に合った使い道があると思うのですが、前々回にも議論になりましたが、みどり税が充てられている事業で、なおかつ森林環境税を充てることができる使途が重なった場合にどうするかということを含めておかないといけないと思います。</p>
<p>座 長</p>	<p>その「重なる」というのが、先ほどの表現だと墮落した使途の部分であって、その部分は、確かにみどり税は使えるけれども、譲与税の使途がむやみに拡大した結果重なったものであって、本来はそこを拡大すべきではなかったものです。ここまで書くかどうかは分かりませんが、本来都市に来るべきではなかったものです。そもそも市場化すべき森林がないところにまで配っていることはどういうことか、ということは書くつもりですが、みどり税と重なる使途というのは、そもそも墮落した使途なのです。優等生の横浜市</p>

		としてはそこには充てないこととし、横浜市が充てるのは、あくまでも創設目的に沿ったマーケットの消費側、つまり森林県・森林市町村で行っている行き届かない間伐事業を促進するために、その間伐事業の結果できている木材を使用するため、という流れで押し切ってしまいたいと思います。
委 員		生産地にはなれないということですね。消費地側であって、現に生産している箇所もないということですね。
座 長		本来、国税の森林環境税が目的としている間伐とは意味が違うということです。
委 員		そこを詳しく言った方がいいのではないのでしょうか。
座 長		ここは詳しく言いましょう。
税 制 課 企 画 係 長		前回までに環境創造局が説明したとおり、加工する場所などがそもそも市域内にないということを入れ、生産地になりえないことを書きたいと思います。
座 長		建前で押し切るときには、本質的に必要などころだけをズバツと書いてしまった方が楽だと思います。
委 員		一方で、確かに泥沼になっていますが、もしその泥沼がなかったら、横浜市は均等割で負担するだけで戻ってくるものがほとんどない状況になってしまった可能性があります。ただ、実際は人口の部分に戻ってきますので、それを有効に活用するということは市民のためにもなります。そこで、みどり税ではなく国税で戻ってくる部分については、あまり使い道については色々言わない方がいいように思います。取る目的も使い道も違って、人口に応じて戻ってくる部分なので、市民の有効な活用に活かすという財源の使い方を期待する位でいいのではないのでしょうか。
座 長		そこは財政局長にお任せしましょう。我々は無関係です。 私が書こうと思っているのは、この泥沼の部分の使途に充てようとするのは、そもそも創設の目的に反した恥ずかしい思い付きなのでやめた方がいいですよ、位は入れておきたいと思っています。悪い使い方を提案することはやめましょうということも書いておきたいです。
委 員		原理原則で押し通して、現実的な話を入れられないということですね。
座 長		その方がやりやすいのではないのかなと思います。市会での議論を考えると、我々は余計なことを言わないほうがいいのかなと思います。
税 制 課 座 長		先生方が書く答申には、学術的な見地から書いていただければ、と思います。
座 長		その方がやりやすいと思います。
税 制 課 座 長		この5年間の財源論につきましては、事務的な話になりますので、行政側から市会に説明をすればいいと思っています。先生方に答申に書いていただく内容ではないと思います。
委 員		それに見込額です。それを答申に書くのは怖いと思います。下振れ上振れ両方ありますから。
座 長		話の流れからすると、森林環境譲与税は横浜市に譲与されますが、作る目的から言ったら、横浜市に来るようなお金ではありません。財源移転のはなしです、財政学的に言いますと。そのためのお金なので、来たからと言って、都市に配分されて、その結果として、使途が拡大したところに充てようとするのは、疑問がある、という方向で書きたいと思います。やはりここは、襟を正して本来の日本の森林を守ることを使うということが正しい国民の在り方である、と書きましょう。
委 員		消費地として生産地を支えるということです。
座 長		そういうことです。
委 員		見出しを見ていて思いましたが、3章の所で、「国税・」という表現は要りませんでしょ

		うか。検討会の中身でも地方税ではダメで、国税としてやる必要がある、としているのに、住民税の超過課税で制度上の地方税に密接しています。ポリシーとして国が誘導しているが、いわゆる国税の中で、例えば所得税の税率上げるとか消費税の税率上げるとかというやり方ではなく、地方に用途が向いているわけだから、地方で吸い上げて国を経由して地方に再配分する、ということです。それは、国税なのでしょう。言葉遣いとして。
座	長	そもそもあり得ない税制です。森林交付金を作ればいい話です。国税を節約したいだけの話です。
税制課	長	森林環境税の検討に関わった先生に少しだけお話を聞く機会がありましたが、方法論として、均等割で集めた方が一番効率的であると言っていました。
座	長	政治家ならそのようにおっしゃるでしょう。
税制課	長	あくまで方法論だということでした。
委	員	道具として使っているだけです。
座	長	租税論から言ったら破綻しています。
委	員	「国税・」という文字は要らないのではないのでしょうか。
座	長	森林環境税とだけ言うと、現行の県税を思い浮かべてしまう人がいるのではないのでしょうか。
委	員	実際に県税でありますから、区分をしているわけですね。
座	長	他に適切な言葉がありましたら、おっしゃってください。先生方、言葉遣いであったり、構成であったり、ご意見がありましたら是非いただきたいと思います。 第1章について、言葉の終わりがすべて評価 評価 評価…となっていますが、そこは必要ないと思います。構成からするといかがでしょうか。 今回の対外的には目玉になりますが、税額の計算をおおよそ出させていただきましたので、お配りいただければと思います。
<<事務局一資料1を配る>>		
座	長	税率の試算という一枚紙です。これは、現行どおりです。現行どおりなので、一人歩きしてもそれほど怖くありません。計算の上で、必要財源総額が136億円とり、それを納税義務者数等で割ると900円、9%となります。法人につきましては、導入時と同じ理屈で行きたいと思います。法人の扱いは中々難しいですが、地方ですので、1市民でありかつ、法人も緑の受益を得ていることは間違いありませんので、ステータスを含め、横浜で緑あふれる街で法人活動をするということの受益は十分受けていることで、均等割額の9%相当額で行きたいと思います。このあたりはきちんと書きたいと思っております。
委	員	議会に出ていくと、法人の均等割の所で、赤字法人に対してはある一定程度の時期非課税措置をとっていたこともありましたが、そのような議論が再度出てくる可能性があります。受益者負担という考えでは、赤字法人といえども、受益はうけているわけなので、それに見合う分を負担していただくというのは当然のことであると、一貫したほうが良いと思います。企業は目先のことを考えるので、赤字なのになぜ払わなくてはいけないのか、という話をするかもしれませんが、そこは、構成員として受益を受けているわけですからその部分はちゃんと負担していただくという話を考えておかないと、また同じようなことを言われると思います。
座	長	そこら辺の経緯のご説明をお願いします。
税制課企画係	長	当初のみどり税条例の中には、欠損法人については課税免除を、当初2年間で開始をし、延長をしていき、最終的には第1期の5年間については欠損法人については課さないとしました。しかし、第2期の時点では、市会でも議論がございまして、景気動向が改善してきているということ踏まえて、欠損法人についても、税制調査会の中でも課税すべ

		きという考えがございましたので、課税をしたという経緯がございます。今、参考でお配りさせていただきましたのが、欠損法人の割合の推移でございます。実際に平成25年度以降につきまして、欠損法人の割合自体減ってきている経過がございますし、景気の状態について悪化もしておりませんので、欠損法人に対しても課税を求めていくのはもちろんですが、継続すべきという論調でいかがでしょうか。
座	長	この辺りは、言及したほうがよろしいでしょうか。
委	員	欠損法人について、課税免除しなければならぬ時期もあつたけれども、もうランニングしているわけだから、欠損法人について配慮する必要はない、あるいは配慮すべきではない。本来の目的のとおりに行った方がよいということだと思います。
座	長	それでは書いておきましょう。
委	員	税制調査会の下で議論をしてこういう制度になっている、という内容を答申に書くべきです。
座	長	それでは書きましょう。第1期の時には、導入当初ということで景気配慮をしたけれども、そもそも、均等割の超過課税なので、赤字・黒字・欠損に関わらず負担していただくべきものなので、第3期については、第2期と同様欠損法人についても超過課税は支払っていただくということに決めたということを書かせていただきます。
委	員	確認させてください。欠損法人というのは、決算レベルか法人市民税の申告レベルでしょうか。
税制課企画係長		法人市民税の申告レベルです。法人税割が課税されない方です。
委	員	市なので、そのレベルしか分からないということですね。ということは、経済的には黒字だけれども、会計処理上赤字になっている場合と会計処理上は黒字だけれども、申告調整で赤字にしている場合とがあるということですね。6割の赤字法人が倒産せずずっと残っていられるわけありません。 法人税申告レベルでの申告所得額で見ているだけです、と書けばいいのではないのでしょうか。そうすると含みとしては、経済的には黒字であると、厳しい目で見ている、と伝わると思います。
税制課長		法人住民税が一部国税化されましたが、それが無ければ、法人住民税は上昇基調です。結果的には、一部国税化により実額としては減っていますが、割合的には増えています。
委	員	景気がよくなっていますから。
税制課長		ずっと右肩上がりになっています。
委	員	谷底だった時にみどり税を始めようとしたのですから、現在、20年のときより上がっていて当然です。ここ1年2年は、新聞を見ると利益配当も過去最高なんて記事も読みます。
税制課長		そういう状況もありますので、ここで、やめる理由は考えにくいと思いますが。
主税部長		一つ質問をさせてください。法人の負担に関してですが、森林環境税は、報告書の中で産業界はこれまでも自主行動計画等の枠組みのなかで、温室効果ガスの排出削減を実現するとともに、地球温暖化防止への取組に貢献していると考えられること等を勘案し、森林環境税（仮称）によって更なる負担は求めないとされている一方で横浜みどり税は、個人・法人共に受益があるということで、個人・法人共に負担を求めています。その違いという所に、前回の税制調査会では、横浜市民だけではなく市外から来た人たちが横浜市内の緑の受益を受けていることは、逆に言う消費をしたり、勤労をしたり、ということで法人の方から負担をいただくことで市民だけではなく広く負担を求めるといった議論があつたかと記憶をしております。そのような整理でよろしいのでしょうか。
委	員	あるいは、横浜市内で還流しているものと日本全体で移転的支出で、あっちいたりこ

	<p>っちいたりして飛ばしている所の違いという説明もあり得ます。スケールアップするか下げるかはなしです。相対的には、位置関係は変わらないと思います。</p>
主 税 部 長	<p>国は、石油石炭税というのを作っていますので、法人は、既にそこから貰っているため、森林環境税は個人から負担を求めるという考え方もあるかもしれません。</p>
座 長	<p>第3章で書くように、国税と目的が違いますので、森林環境税と横浜みどり税をなぜ比べなくてはいけないのか、理屈がありません。</p>
主 税 部 長	<p>比較する必要はないということですね。</p>
座 長	<p>そうです。 いかがでしょうか。税率並びに構成について、ご意見いただきましたので、意見書につきましておおよそ頭の中では出来上がりました。おそらく今週中には文言も終わると思います。もう一回調査会で確認をしていただく機会がありますので、どちらでも結構ですが、今日の骨子案の章立てですとか、ご意見があるときには、事務局までいただければ幸いです。おおよそ本日の議題はこれで終わりましたが、何かございますか。</p>
委 員	<p>座長がまとめていただいた国税・森林環境税の問題点のところは、厳しく書いておいて良いと思います。横浜市の税制のサイドから厳しくあり得ないというべきです。みどり税という先達として我々はやっているわけで、きちんと支出を目的税のように、市民関与をたて、きちんと特別会計にして、目的が合わないものは対象にしないということをやっているわけですので、その点から言って、森林環境税がそこまでやる税なのか、問題点として書いておいた方が良いと思います。</p>
座 長	<p>力強いお言葉ありがとうございます。しっかり書きたいと思います。日本中で批判するのは、我々ぐらいだと思います。都税調がどうするかですが、別の所で戦いそうです。</p>
委 員	<p>地方財政論として、応益課税の話をしていましたが、横浜で受益を受けている人たちからいただきます、という話ですので、その正当性はアピールすれば、先ほどの疑問については、ハナから入れなくていいという話になります。そういうのは、もう少し主張してもいいのではないのでしょうか。国の議論の批判も大事ですが、こちらはきちんとした議論を踏まえて作っているということを主張すればいいのではないのでしょうか。</p>
座 長	<p>第2章第2節の話です。横浜みどり税の10年前からの考え方をもう一度書いたうえで本来の理想の、適切な税の議論を行っています。次の章で取り扱う国税とはわけが違う。 そういうご指摘を踏まえて、次回もありますけれども、インターバルでいただければ、十分配慮していきたいと思います。本日の議題をおおよそ消化できましたので、事務局にお返しをします。</p>
税 制 課 長	<p>本日は、熱心なご議論をありがとうございました。 調査会で議論した内容につきましては、後日、議事録を公開いたします。 次回の税制調査会は、7月18日午前10時から、を予定しております。 それでは、これもちまして第4期第5回税制調査会を終了いたします。</p>